

# 社会福祉法人小倉ろうあ福祉協会

## 役員・評議員及び評議員選任・解任委員会の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、役員・評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員・評議員及び評議員選任・解任委員に対して、次の報酬を支給する。

- (1) 理事長の報酬
- (2) 理事の報酬
- (3) 評議員の報酬
- (4) 監事の報酬
- (5) 評議員選任・解任委員の報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第3条 役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長に關しての報酬の額 (別表1に定める額)
- (2) 理事及び監事に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき5,000円とする。
- (3) 評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬は、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席1回につき5,000円とする。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員・評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 理事長の報酬は毎月15日(その日が土日祭日にあたるときはその前日)に支給する。
- (2) 理事及び監事に対する報酬は、理事会に出席した都度支給する。
- (3) 評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬は、委員会に出席した都度支給する。
- (4) 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。

### (委任)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

### 附則

この規程は、令和2年4月1日より一部改正。

令和4年4月1日より一部改正。(3条)

令和5年11月1日より一部改正。(2条、3条、4条)

### 別表第1 (第3条関係)

役職名	報酬の額
理事長	給料月額 300,000円のみとする